

【アイヌの人々】

基本方針

〈現状〉

- 国においては、明治32年(1899年)に制定された「北海道旧土人保護法※」が、アイヌの人々の支援に関する法整備の始まりでしたが、差別的な名称や人権の視点の欠如、支援の内実の乏しさが問題視されてきました。この法律は、平成9年(1997年)の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止され、以降関連法令の整備や先住民族の権利に関する国際連合宣言の採択など、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けた取組が行われてきました。

※北海道旧土人保護法

明治32年（1899年）制定。アイヌの人たちを日本国民に同化させることを目的に、土地を付与して農業を奨励することをはじめ、医療、生活扶助、教育などの保護対策を行うものであったが、和人の移住者に大量の土地を配分したあとで、新たに付与する良好な土地は少なく、付与された土地もその多くは、開墾できずに没収されたり、戦後の農地改革では他人に貸していた土地が強制買収されたりした。また、土人とは、「その土地に生まれ住む人」という意味の言葉だが、未開の地で原始的な生活をしている原住民という意味を持たせ、軽蔑する言葉として用いられることがある。現代では土人は差別用語であるという認識のもと一般に用いられることはないが、北海道旧土人保護法制定時は、北海道の開拓により和人が移り住む中、当時の日本はアイヌ民族を「旧土人」と呼び差別した。

- 令和元年(2019年)5月に施行された「アイヌ支援法」では、先住民族への配慮を求める国内外の要請等を踏まえ、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の「先住民族」であることが初めて明記されました。この法律は、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等を含めた様々な課題を早急に解決することを目指しています。また、第4条で「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定めるとともに、第5条では国及び地方公共団体の責務として、「教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」ことを定めています。
- 令和2年(2020年)に北海道白老郡白老町に開園した「ウポポイ(民族共生象徴空間)」は、アイヌ文化を振興するための空間や施設であるだけでなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として位置付けられています。
- 本市では、令和3年(2021年)に「先住民族アイヌ-民族の誇りが尊重される社会を-」と題し、人権啓発センターにおいて企画展を実施しました。また、人権啓発センター広報誌「ゆいばる」にアイヌの人々の人権に関する特集記事を掲載するなど、啓発に取り組んでいます。

〈課題〉

○先住民族としてのアイヌの人々の文化や、差別と迫害の問題については、全国的に認識が低く、人権課題としての取組は十分ではありませんでした。「アイヌ支援法」の施行に伴い、教育・啓発の強化が必要です。

〈教育及び啓発の方針〉

アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深め、偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々の人権を尊重する社会の実現を目指す啓発活動に取り組みます。

〈事業の柱〉

①啓発活動の充実

実施計画

〈事業の柱〉

①啓発活動の充実

〈事業一覧〉

事業名	事業内容 5年間(令和7年度～11年度)	主管課 (機構順)
①啓発活動の充実		
啓発活動の推進	㊦啓発誌や講演会などによる啓発活動を展開し、偏見や差別意識の解消を図る。 ㊧人権啓発課や人権啓発センターにおいてパネル展の開催等、関係機関と連携し啓発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課